第12表（平成30年9月1日以降用）

農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

被相続人	
農業相続人	

特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。）

都市営農農地等、生産緑地地区内農地等、市街化区域内農地等、その他の農地等の別	田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等、貸付都市農地等の別	地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の別	所在場所	面積	農業投資価格		通常価額（第11表の価額）
					単価（1,000㎡当たり）	価額	
				㎡	円	円	円
			合計			Ⓑ	Ⓐ

農業投資価格により計算した取得財産の価額

①特例農地等の通常価額（上記Ⓐの金額）	②特例農地等の農業投資価格による価額（上記Ⓑの金額）	③農業投資価格超過額（①－②）	④通常価額により計算した取得財産の価額（その農業相続人の第11表③＋第11の2表⑦）	⑤農業投資価格により計算した取得財産の価額（④－③）
円	円	円	円	円

（注）1　「生産緑地地区内農地等」とは、都市計画法第８条第１項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
2　「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第７条第１項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等及び生産緑地地区内農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
3　「その他の農地等」とは、都市営農農地等、生産緑地地区内農地等及び市街化区域内農地等のいずれにも該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
4　「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等、貸付都市農地等の別に計を付して、その合計の金額（Ⓐ及びⒷ）を第15表のその農業相続人の⑦及び⑧欄に転記します。
5　⑤欄の金額を第３表のその農業相続人の①欄に転記します。
6　③欄の金額を第３表のその農業相続人の⑪欄に転記します。